

大分県被災動物救護対策実施要領

(目的)

第1条 この要領は、大分県被災動物救護対策本部設置要綱（以下、「要綱」という。）に基づき、大分県被災動物救護対策本部及び現地被災動物救護対策本部等が行う動物救護活動を円滑に実施することを目的とする。

(対象動物)

第2条 活動の対象となる動物は、原則、対象地域内の家庭等で飼養され、対象地域内に放置され又は飼養者と同行避難した犬、猫などの愛護動物（以下、「被災動物」という。）とする。

(活動内容)

第3条 大分県被災動物救護対策本部は、次に掲げる活動を行う。

- (1) 被災動物等の被災状況の確認
- (2) 救護対策の対象地域の設定
- (3) 現地被災動物救護対策本部への職員（獣医師等）の派遣
- (4) 動物救護施設の設置及び支援要請
- (5) 救援物資等保管施設の設置及び物資の確保
- (6) ボランティアへの協力要請、募集等
- (7) 自治体、関係団体への支援の要請
- (8) 運営経費の管理
- (9) 寄付金、義援金の募金活動
- (10) その他動物救護活動に必要な事務

2 現地被災動物救護対策本部は、次に掲げる活動を行う。

- (1) 被災状況、避難状況等の情報収集
- (2) 動物に関する相談窓口の開設
- (3) 避難所等への救援物資の配布及び飼育指導
- (4) 職員（獣医師等）、ボランティアの受け入れ、配置、役割分担
- (5) 被災動物の保護、収容、治療、飼養管理、引取り、譲渡等
- (6) 避難所から動物救護施設への動物の受け入れ
- (7) 人と動物の共通感染症の予防の措置
- (8) その他動物救護活動に必要な事務

(事務局)

第4条 大分県被災動物救護対策本部事務局（以下、「大分県事務局」という。）は、事務局長1名及び以下の4班体制とし、本部長の指示に基づき任務を行う。

- (1) 総務班
- (2) 人材管理班
- (3) 物資管理班
- (4) 広報班

2 現地被災動物救護対策本部事務局（以下、「現地事務局」という。）は、地区対策本部保健所班に設置し、事務局長1名及び以下の4班体制とし、本部長の指示に基づき任務を行う。

- (1) 総務班
- (2) 物資管理班
- (3) 保護飼育管理班
- (4) 獣医療班

(事務局の任務等)

第5条 第4条第1項の大分県事務局の任務等は以下のとおりとする。

- (1) 総務班
 - ア. 被災状況等の情報収集
 - イ. 救護対策の対象地域の設定
 - ウ. 動物救護施設の設置及び支援要請
 - エ. 一般財団法人ペット災害対策推進協会（以下、「ペット災害対策推進協会」という。）、関係行政機関及び各種ボランティア団体等との連絡、調整
 - オ. 運営経費の収支管理
- (2) 人材管理班
 - ア. 現地被災動物救護対策本部等への職員（獣医師等）の派遣
 - イ. ボランティア活動希望者の登録、派遣調整等
 - ウ. 獣医師の派遣依頼及び調整等
- (3) 物資管理班
 - ア. 救援物資等保管施設の設置
 - イ. 動物用医薬品、救援物資等の管理及び配布
 - ウ. 職員、獣医師、ボランティア等の弁当、宿泊場所、作業着等衣食住の手配

(4) 広報班

- ア. 報道機関への対応
- イ. 義援金、救援物資等の要請
- ウ. 大分県獣医師会、ボランティア団体等の活動状況の集計（救護施設における収容頭数、治療頭数、相談件数等）活動報告の集計

2 第4条第2項の現地事務局の任務等は以下のとおりとする。

(1) 総務班

- ア. 大分県被災動物救護対策本部、現地被災動物救護対策本部各班との連絡調整
- イ. 対象区域内の行政機関及び関係団体との連絡調整
- ウ. 被災状況、避難状況等の情報収集
- エ. ボランティアの受け入れ、配置、役割分担
- オ. 職員（獣医師等）の派遣依頼及び調整
- カ. 避難所、動物救護施設等への獣医師、ボランティア等の派遣協力要請

(2) 物資管理班

- ア. 餌、医薬品、ケージ、建設資材等物資の調達、管理及び配布
- イ. 避難所などで飼育されている被災動物に対するペットフード及び衛生 処理用品等の配布被災地における飼育動物に対する餌の配布

(3) 保護飼育管理班

- ア. 飼い主への啓発
- イ. 動物に関する相談窓口の設置
- ウ. 被災動物の受付事務
- エ. 避難所などで飼育されている被災動物の種類、数等の把握
- オ. 避難所などで飼育されている被災動物の飼育指導
- カ. 被災動物の保護、収容、飼養管理
- キ. 飼養困難な被災動物の一時保管
- ク. 避難所等から動物救護施設への動物の受け入れ
- ケ. 所有権を放棄された被災動物の引取りと処置
- コ. 収容された被災動物の所有者及び新たな飼い主探し並びに情報提供
- サ. 動物取扱業者及び特定動物飼養施設の状況把握及び逸走等に係る対応
- シ. 死亡動物への対応
- ス. 県が行う規制区域などに残された動物への給餌活動の支援

(4) 獣医療班

- ア. 負傷した被災動物の治療
- イ. 被災動物の疾病予防（健康診断、ワクチン接種等）
- ウ. 動物の一時保管
- エ. 動物に係る健康相談への対応

(対象地域)

第6条 大分県被災動物救護対策本部は、現地被災動物救護対策本部と連絡をとり、被災状況、避難所の設置状況等の情報を収集する。

- 2 大分県被災動物救護対策本部は、前項の情報に基づき被災動物の救護が必要と判断した場合は、救護対策の対象地域として設定するが、災害等の規模、被害の状況に応じて大分県災害対策本部と協議を行った上で、対象地域を加除する。

(動物救護施設)

第7条 大分県被災動物救護対策本部は、被災動物の治療及び飼養管理を行うため、災害の規模、被災状況から、必要がある場合は、被災動物を一定期間保管し、救護活動を行う施設の設置を指示する。なお、動物救護施設の設置場所については、大分県被災動物救護対策本部が大分県、市町村、公益社団法人大分県獣医師会（以下、「大分県獣医師会」という。）等と協議し決定する。

- 2 前項の施設の種類、設置場所等について、以下のとおり定める。

(1) 被災動物一時避難所

市町村等が避難所以外の場所に設置する。

(2) 被災動物救護所

大分県獣医師会が会員の動物病院に設置する。

(3) 被災動物救護センター

大分県等が、大分県動物管理所、各保健所（部）の犬（猫）一時抑留施設等を指定し設置する。

(4) 仮設被災動物救護センター

上記で対応困難な場合にペット災害対策推進協会に要請して設置する。

(5) 九州災害時動物救援センター

広域的な動物救護が必要となった場合、一般社団法人九州動物福祉協会が運営・管理する九州災害時動物救援センターにおいて、九州地区獣医師会連合会が支援を行う。

(義援金等)

第8条 大分県事務局は、専用口座を開設し、マスコミ等を通じて義援金等資金を広く募集するものとする。

- 2 義援金等からの支出については、要綱第6条で規定する対策会議で決定する。
- 3 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合には、本部長が支出を決定できるものとし、決定後すみやかに対策会議に報告するものとする。

(ボランティア登録制度)

第9条 ボランティアの登録を希望する者は、大分県動物救護ボランティア登録申請書(第1号様式)に誓約書等を添付し、大分県事務局に届け出るものとする。

- 2 前項の届出を受けた事務局は、届出者が適当な者であると認められるときは、大分県動物救護ボランティア登録証(以下、「登録証」という。)(第2号様式)を交付するとともに大分県動物救護ボランティア管理台帳(第3号様式)を作成するものとする。
- 3 ボランティアは、活動を行うときは、前項の登録証を携行しなければならない。
- 4 ボランティアの活動内容は、避難所及び動物救護施設等における被災動物の飼育、治療補助等とする。
- 5 ボランティアは、大分県動物救護ボランティア活動記録簿(第4号様式)を作成し、活動期間中保管するとともに、当該活動場所の長から提出を求められた場合は提出すること。
- 6 ボランティアは、登録事項に変更が生じた場合は、速やかに大分県動物救護ボランティア変更届出書(第5号様式)を大分県事務局に届け出ること。

(救援物資等)

第10条 大分県事務局は、救援物資等保管施設を設置するとともに、ペット災害対策推進協会等から提供された動物用医薬品、救援物資等を物資受払簿(第6号様式)により管理し、現地事務局等に配布するものとする。

- 2 前項の動物用医薬品、救援物資等の受け入れは、原則、大分県事務局が行う。
- 3 現地事務局等は、必要な物資等を調達するため、必要物資注文表(第7号様式)を大分県事務局に提出し、調達した救援物資等を物資受払簿により管理するものとする。
- 4 第1項における救援物資等保管施設は以下の場所に設置するものとする。
 - (1) 大分県動物管理所
 - (2) その他必要に応じて大分県動物管理所以外の場所

(同行被災動物の登録)

第11条 避難所の管理者等または現地被災動物救護対策本部等は、避難所での被災動

物の管理を行うため、飼い主に同行被災動物登録票（第8号様式）を提出させ、同行被災動物管理台帳（第9号様式）を作成するものとする。

（相談窓口）

第12条 現地事務局は、動物に係る相談窓口を設置し、相談内容を相談受付票（第10号様式）に記入するものとする。

なお、行方不明の相談については、行方不明被災動物受付票（第11号様式）を作成し管理するものとする。

（被災動物の一時預かり）

第13条 現地事務局は、避難所等への同行避難が困難とされた被災動物について、飼養者から一時預かりの申し出があった場合は、一時預かり依頼書（第12号様式）に不妊・去勢手術に係る同意書を添付して提出させるとともに、一時預かり契約書により飼養者と契約を締結するものとする。

2 預かり場所は、原則、被災動物救護センターとし、保管中の健康管理は、現地事務局等が行うものとする。

（被災動物の預かり期間等）

第14条 動物救護施設における預かり期間は原則2週間以内とし、必要に応じて適宜延長する。

2 飼養者は、預かり期間中、飼養が困難と判断した場合は、所有権放棄届（第13号様式）を現地事務局に提出するものとする。

（被災動物の保護及び収容）

第15条 現地事務局は、被災動物の飼養者等から保護及び収容の申し出があった場合は、収容被災動物管理票（第14号様式）を作成するものとする。

2 現地事務局は、保護および収容した被災動物の健康診断等を行い、病状により動物を以下のとおり区分し管理するものとする。

- 1) 応急処置が必要な重症患者（赤ラベル）
- 2) 応急処置が必要であるが生命に別状はない患者（黄ラベル）
- 3) 軽傷患者（青ラベル）
- 4) 伝染病が疑われる患者（桃ラベル）
- 5) 死亡動物（黒ラベル）

3 現地事務局は、前項において、疾病等のため移動が必要と認めた場合は、被災動物移動記録簿（第15号様式）を作成し、被災動物救護所等の収容先に動物を移送するものとする。

- 4 被災動物救護所等で被災動物を治療した獣医師は、診療記録簿（第16号様式）を作成するものとする。
- 5 現地事務局は、収容した犬について、飼養者が判明し返還の申し出があった場合は、誓約書（返還）（第17号様式）を提出させるものとする。

（被災動物の譲渡）

- 第16条 現地事務局は、避難所等に避難した被災動物について、飼養者等から他の者への譲渡の申出があった場合であって、当該飼養者等による飼養の継続が困難であると認めた場合には広く希望者を募り譲渡を行う。
- 2 現地事務局は、前項の動物について譲渡の申出があった場合は、誓約書（譲渡）（第18号様式）を提出させるものとする。

（救護活動報告）

- 第17条 現地事務局は、動物救護活動報告書（日報）（第19号様式）を作成し、大分県事務局あて報告するものとする。
- 2 大分県事務局は、前項の報告書及び当局の救護活動を合わせて集計するものとする。

（報道機関等への対応）

- 第18条 大分県事務局は、報道機関等から取材依頼があった場合は、あらかじめマスク取材簿（第20号様式）を報道機関等に提出させ、取材内容等を確認した後、現地事務局等と連絡調整を行うものとする。
- 2 現地事務局等は、報道機関等が動物救護施設等を訪問した場合は、外来者名簿（第21号様式）を作成し、立入者の管理を行うものとする。

（手当）

- 第19条 活動に従事する者への手当は原則として支給しない。

（連絡体制）

- 第20条 大分県被災動物救護対策本部及び他の関係機関との連絡体制は、別表のとおりとする。

（その他）

- 第21条 上記のほか、必要と認められた活動等については、大分県被災動物救護対策本部と現地被災動物救護対策本部が協議の上、連携してこれを実施する。

附則

(施行期日)

この要領は、平成28年3月11日から施行する。

この要領は、平成28年3月18日から施行する。

別表

No.	団体名	所在地	連絡先
1	大分県生活環境部 食品安全・衛生課	大分市大手町3丁目1番1号	電話 097-506-3054 FAX 097-506-1743 MAIL a13900@pref.oita.lg.jp
2	大分県動物管理所	大分県大分市小野鶴1697番地	電話 (FAX兼) 097-541-2965
3	大分県獣医師会	大分市西新地1丁目2番29号	電話 097-555-9527 FAX 097-555-9528
4	大分市保健所衛生課	大分市荷揚町6-1	電話 097-536-2567 FAX 097-532-3490 MAIL eisei2@city.oita.oita.jp

大分県被災動物救護対策本部長 殿

(ふりがな)
 申請者 氏 名
 住 所 〒
 電話番号 (携帯)
 F A X
 M A I L @

大分県動物救護ボランティア登録申請書

大分県被災動物救護対策実施要領第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり動物救護ボランティアの登録を申請します。

記

1 ボランティアの種類	<input type="checkbox"/> 一般ボランティア <input type="checkbox"/> 一時預かりボランティア <input type="checkbox"/> 動物専門ボランティア
2 活 動 期 間	年 月 日～ 年 月 日 曜日 月・火・水・木・金・土・日 時間 時～ 時まで
3 活 動 希 望 地	
4 動物に係る資格 (動物専門ボランティア)	1 獣医師 2 動物看護師 3 トリマー 4 動物愛護推進員 5 その他 ()
5 所 属 団 体	
6 希 望 活 動 内 容 (一般ボランティア) (動物専門ボランティア)	<input type="checkbox"/> 被災動物の世話 (給餌、運動、手入れ、清掃・消毒、健康チェックなど) <input type="checkbox"/> 施設の運営維持 (作業衣の洗濯・補修、施設・設備の拡充・補修など) <input type="checkbox"/> 事務管理 (被災動物の飼育者との連絡調整、ボランティアとの連絡調整) <input type="checkbox"/> その他 ()
7 希 望 活 動 場 所 (一般ボランティア) (動物専門ボランティア)	<input type="checkbox"/> 動物救護施設 <input type="checkbox"/> 現地被災動物救護対策本部 <input type="checkbox"/> 大分県被災動物救護対策本部 <input type="checkbox"/> その他 ()
8 一 時 預 かり (一時預かりボランティア)	預かり場所： 動物種：犬 ・ 猫 ・ 他 () 一時預かり可能頭数： 一時預かりの方法：
9 備 考	

添付書類

誓約書 (一般ボランティアまたは一時預かりボランティア)

動物に係る資格を証明する書類の写し

注意事項

- 1 ボランティアは、原則として大分県内在住の者とします。
- 2 活動に従事する際は、登録証を携行しなければなりません。
- 3 活動中の事故に備え、ボランティア活動保険の加入に同意していただきます。
- 4 ボランティアの活動は無報酬とし、活動に要する食費、交通費等は自己負担とします。
- 5 活動に際しては、現地動物救護本部等の責任者の指示に従っていただきます。
- 6 登録事項に変更が生じたときは、速やかに変更の届出を大分県被災動物救護対策本部事務局に提出してください。
- 7 当該活動において個人が関与する情報については、非公開とします。

誓約書（一般ボランティア）

- 1 大分県被災動物救護対策本部（以下「大分県動物救護本部」という。）の活動方針を理解し、自己流の解釈で業務に従事せず、単独行動を避け、班長および担当者の指示に従うこと。
- 2 施設内の一切の資材・機材に故障が生じたり、自ら損傷させた場合には、班長もしくは、担当者に申告すること。
- 3 飲食及び喫煙は、他の者に迷惑が掛からないように留意し、定められた時間帯と場所でのみ行うこと。
- 4 各自の貴重品については、盗難及び紛失などの事故が起きないように、自己管理に努めること。なお、各自の貴重品の盗難、紛失並びに損傷などについて、大分県動物救護本部は責務を負わず、一切弁償・弁済を行わない。
- 5 咬傷事故等に遭わないように、動物等の取扱いに十分注意すること。大分県動物救護本部あるいは、現地動物救護本部、動物救護施設等における咬傷事故や不慮の事故に対しては、ボランティア保険が適用されるが、その補償額を超えての保証は行わない。
- 6 大分県動物救護本部等で知り得た一切のことは、第三者に口外しないこと。
- 7 スタッフ間の融和を保ち、大分県動物救護本部等の品位を著しく傷つけたり、第三者からの誤解を招く様な言動を取らないこと。
- 8 他の者と融和を保てず協調性に欠けるボランティアは、大分県動物救護本部等から退去を求められる事もあり得る。

私は、上記の事項に承諾し、大分県動物救護本部等の規律を守り、ボランティア活動を行うことを誓います。

_____年____月____日

住 所 _____

氏 名 _____ 印

電話番号 _____

(20歳未満の未成年者の場合)

保 護 者 _____ 印

誓約書（一時預かりボランティア）

平成 年 月 日

大分県被災動物救護対策本部長 殿

住所
氏名 印
電話

私は、下記の被災動物を現地動物救護本部等より預かり、家族の一員として迎え、飼育方法等に関して現地救護対策本部または担当動物救護施設等の指示に従い、飼育することを約束します。

被災動物の飼い主が被災動物に面会を要請した場合は、誠意を持って応じます。

被災動物が逸走した場合は、速やかに貴動物救護本部へ連絡いたします。

やむをえず飼育が困難となった場合は、貴動物救護本部または担当動物救護施設に返還します。

被災動物の飼い主が返還を要求した場合は、貴動物救護本部または担当動物救護施設を通して速やかに返還します。また、貴動物救護本部または担当動物救護施設が返還を要求した場合は、速やかに返還すると共に、一切の経費の請求はいたしません。なお、引取り動物について貴動物救護本部から現況調査等の依頼がある場合には、調査に協力することを約束します。

記

保護動物収容受付番号			
動物種	<input type="checkbox"/> 犬 <input type="checkbox"/> 猫 <input type="checkbox"/> 他（ ）	品種	
呼び名		毛色	
性別	雄・雌（不妊手術 未・済）	特徴	
年齢		特記事項	
首輪	有・無 色：	マイクロチップ	有・無 番号：
鑑札	有・無 番号：	注射済票	有・無 番号：

担当救護施設名 支部・支所

電話 - -

第	号
大分県動物救護ボランティア登録証	
氏 名	
住 所	
上記の者は、大分県動物救護ボランティアであることを証明する。	
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
年 月 日	
大分県食品安全・衛生課長 印	
<p>1 この証は、大分県被災動物救護対策本部が実施する大分県動物救護ボランティア登録制度に限って有効である。</p> <p>2 この証を他人に貸与または譲渡してはならない。</p> <p>3 大分県動物救護ボランティアは、この証の他に身分を証明するものの提示を求められた場合、速やかに提示しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">大分県被災動物救護対策実施要領（抜粋）</p> <p>（登録制度）</p> <p>第9条 ボランティアの登録を希望する者は、大分県動物救護ボランティア登録申請書（第1号様式）に誓約書等を添付し、大分県事務局に届け出るものとする。</p> <p>2 前項の届出を受けた事務局は、届出者が適当な者であると認められるときは、大分県動物救護ボランティア登録証（以下、「登録証」という。）（第2号様式）を交付するとともに、大分県動物救護ボランティア一覧表（第3号様式）を作成するものとする。</p> <p>3 ボランティアは、活動を行うときは、前項の登録証を携帯しなければならない。</p> <p>4 ボランティアの活動内容は、避難所及び動物救護施設等における被災動物の飼育、治療補助等とする。</p> <p>5 ボランティアは、大分県動物救護ボランティア活動記録簿（第4号様式）を作成し、活動期間中保管するとともに、当該活動場所の長から提出を求められた場合は提出すること。</p> <p>6 ボランティアは、登録事項に変更が生じた場合は、速やかに大分県動物救護ボランティア変更届出書（第5号様式）を大分県事務局に届け出ること。</p>	

備考 この登録証の用紙の大きさは、名刺サイズとすること。

大分県動物救護ボランティア管理台帳

No.	種類 ^{注1)}	氏名	住所	電話番号	FAX	MAIL	活動期間	活動希望地	資格	所属団体	希望活動内容 ^{注2)}	希望活動場所 ^{注3)}	備考
							年 月 日～年 月 日 (時 分～時 分) 月・火・水・木・金・土・日 曜日						
							年 月 日～年 月 日 (時 分～時 分) 月・火・水・木・金・土・日 曜日						
							年 月 日～年 月 日 (時 分～時 分) 月・火・水・木・金・土・日 曜日						
							年 月 日～年 月 日 (時 分～時 分) 月・火・水・木・金・土・日 曜日						
							年 月 日～年 月 日 (時 分～時 分) 月・火・水・木・金・土・日 曜日						
							年 月 日～年 月 日 (時 分～時 分) 月・火・水・木・金・土・日 曜日						
							年 月 日～年 月 日 (時 分～時 分) 月・火・水・木・金・土・日 曜日						
							年 月 日～年 月 日 (時 分～時 分) 月・火・水・木・金・土・日 曜日						
							年 月 日～年 月 日 (時 分～時 分) 月・火・水・木・金・土・日 曜日						
							年 月 日～年 月 日 (時 分～時 分) 月・火・水・木・金・土・日 曜日						
							年 月 日～年 月 日 (時 分～時 分) 月・火・水・木・金・土・日 曜日						
							年 月 日～年 月 日 (時 分～時 分) 月・火・水・木・金・土・日 曜日						
							年 月 日～年 月 日 (時 分～時 分) 月・火・水・木・金・土・日 曜日						
							年 月 日～年 月 日 (時 分～時 分) 月・火・水・木・金・土・日 曜日						
							年 月 日～年 月 日 (時 分～時 分) 月・火・水・木・金・土・日 曜日						
							年 月 日～年 月 日 (時 分～時 分) 月・火・水・木・金・土・日 曜日						
							年 月 日～年 月 日 (時 分～時 分) 月・火・水・木・金・土・日 曜日						
							年 月 日～年 月 日 (時 分～時 分) 月・火・水・木・金・土・日 曜日						
							年 月 日～年 月 日 (時 分～時 分) 月・火・水・木・金・土・日 曜日						
							年 月 日～年 月 日 (時 分～時 分) 月・火・水・木・金・土・日 曜日						
							年 月 日～年 月 日 (時 分～時 分) 月・火・水・木・金・土・日 曜日						
							年 月 日～年 月 日 (時 分～時 分) 月・火・水・木・金・土・日 曜日						
							年 月 日～年 月 日 (時 分～時 分) 月・火・水・木・金・土・日 曜日						

注1)①一般 ②一時預かり ③動物専門を記入

注2)①被災動物の世話 ②施設の運営維持 ③事務管理 ④その他を記入

注3)①動物救護施設 ②現地被災動物救護対策本部 ③大分県被災動物救護対策本部 ④その他を記入

受付番号 _____

同行被災動物登録票

入所日	年 月 日
退所日	年 月 日

飼い主	氏名	フリガナ		
		漢字		
	避難前住所			
	電話			
動物	動物種			
	品種			
	性別			
	特徴（毛色等）			
	犬の登録・狂犬病予防注射の有無	【登録】	有・無	
		【狂犬病予防注射】	済・未	
特記事項				

受付番号：

相談受付票

受付年月日	年 月 日	受付場所	
時間	時 分 ～	受付者	

受付区分	<input type="checkbox"/> 対面（来所） <input type="checkbox"/> 対面（避難所） <input type="checkbox"/> 電話
相談者	氏名：
	連絡先：
	避難場所：

相談内容	回答要旨

※飼育動物の行方不明の相談の場合は、「行方不明動物受付票」へ記入

受付番号：

行方不明被災動物受付票

受付年月日	年 月 日	受付場所	
受付時間	時 分	受付者	

受付区分	<input type="checkbox"/> 対面 (来所) <input type="checkbox"/> 対面 (避難所) <input type="checkbox"/> 電話			
届出者	氏名：			
	連絡先：			
	避難場所：			
行方不明動物の情報	行方不明日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分		
	行方不明場所			
	動物種	犬・猫・他 ()	品種	
	呼び名		毛色	
	性別	雄・雌 (不妊手術 未・済)	特徴	
	年齢		体重	
	首輪	有・無 色：	マイクロチップ [®]	有・無 番号：
	鑑札	有・無 番号：	注射済票	有・無 番号：
結果	発見日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分		
	発見場所			
	措置	<input type="checkbox"/> 返還：年 月 日 <input type="checkbox"/> 一時預かり：受付日 年 月 日 → 返還日 年 月 日 <input type="checkbox"/> 所有権放棄：受付日 年 月 日		
	収容	収容場所：		
		収容期間：年 月 日 () ~ 年 月 日 ()		
	その他	死亡確認：年 月 日		
		保護収容受付番号：		
		その他：		

第12号様式（第13条関係）

年 月 日

現地被災動物救護対策本部長 殿

(ふりがな)

申請者 氏 名
住 所
電話番号

印

一時預かり依頼書

下記のとおり、大分県被災動物救護対策実施要領第13条第1項の規定に基づき、飼養動物の一時預かりを依頼します。

記

1 保護被災動物収容受付番号：

2 動物の種類 犬 ・ 猫 ・ その他（ ）

3 動物の特徴

種類	品種	年齢	体型	毛色	性別	名称	不妊手術	首輪
	雑種・ ()						済 未	

4 犬の登録及び狂犬病予防接種（犬のみ）

鑑札番号： 有・無 番号

注射済票番号： 有・無 番号

5 マイクロチップ： 有・無 番号

6 その他特徴

被災動物救護センターに次のとおり私の所有する動物の一時預かりを依頼します。

- 1 私は、自然災害の発生により被災し、私の所有する動物の飼育が一時的に困難になったことから、自ら所有する上記動物の一時預かりを依頼します。
- 2 預かり期間は、__年__月__日から__年__月__日までとします。（2週間以内）
- 3 私は、一時預かりを依頼している間に、自ら飼育できる状態にするか、知人などに飼育依頼を行うよう努め、可能になった時は、速やかにその旨を被災動物救護センター（以下、「センター」という。）に連絡し、当該動物を引き取るものとします。
- 4 一時預かりにあたっては、センターが実施する保護動物の伝染病予防を目的としたワクチン接種、その他必要な検査に同意いたします。
- 5 一時預かり中に発生した疾病、負傷などについては、センターにおいて応急処置を施すあるいは、必要に応じて、獣医師会会員病院に搬送することを同意いたします。
- 6 センターが保護施設の状況などにより、一時預かりが困難な状況が生じた時には、一時預かりボランティアでの動物保護については一任します。
- 7 センター等での保護期間中、やむを得ない事情により当該動物が死亡、逸走または負傷したとしてもその責任は問わず、損害賠償請求などは行いません。
- 8 動物の保護施設への搬入および搬出については、私自らの責任のもとに行います。また、一時預かりボランティアへの動物の搬入及び搬出に関わる詳細については、センターの指示に従います。
- 9 一時預かり依頼期間中は、所有者である私の所在は明確にし、避難場所の変更もしくは居住場所の変更については速やかにセンターにお知らせします。
- 10 当該動物の所有権を放棄する場合は、現地被災動物救護対策本部事務局あて所有権放棄届を提出します。
- 11 保護期間経過後、連絡が取れず1ヶ月以上経過した場合は、所有権を放棄したものとみなし、以後、当該動物に係る措置について異議申し立てはいたしません。

注意事項

- 1 自署又は記名押印とすること。
- 2 本人の住所等を確認できる書類（自動車運転免許証、住民票又は健康保険証等公的機関により本人が確認できる書類）を提示してください。

同意書

平成 年 月 日

現地被災動物救護対策本部長 殿

住 所

氏 名 印

電話番号

私は、下記動物の所有者として、貴本部に本動物の保護を依頼するにあたり不妊・去勢手術を受けることに同意いたします。なお、手術に関しては術後も含め一切の意義申し立てをいたしません。

記

保護動物収容受付番号			
動物種	<input type="checkbox"/> 犬 <input type="checkbox"/> 猫 <input type="checkbox"/> 他 ()	品種	
呼び名		毛色	
性別	雄・雌	特徴	
年齢		特記事項	
首輪	有・無 色:	マイクロチップ [®]	有・無 番号:
鑑札	有・無 番号:	注射済票	有・無 番号:

一時預かり契約書

保護動物収容受付番号			
動物種	<input type="checkbox"/> 犬 <input type="checkbox"/> 猫 <input type="checkbox"/> 他 ()	品種	
呼び名		毛色	
性別	雄・雌 (不妊手術 未・済)	特徴	
年齢		特記事項	
首輪	有・無 色:	マイクロチップ [®]	有・無 番号:
鑑札	有・無 番号:	注射済票	有・無 番号:

現地被災動物救護対策本部（以下、「甲」という。）と_____（以下、「乙」という。）とは、次のとおり動物の一時預かり契約を締結する。

第1条 乙は災害により被災し、一時的に飼育が困難となった自らが所有する動物の一時預かりを甲に委託するものとし、甲はこれを受諾するものとする。

第2条 契約期間は、契約締結日から平成____年____月____日までとする。

第3条 乙は、甲に保護を委託している間に、自らが飼育できる状態にするか、知人等に保護依頼を行うように努めるものとする。

2 乙は、契約期間中に自ら飼育できる状態になったとき又は知人等に保護依頼を行えるようになったときは、速やかにその旨を甲に連絡し、当該動物を引き取るものとする。

3 乙は、契約期間中に当該動物の所有権を放棄することとなったとき、又は放棄することが予測されることとなったときは、速やかにその旨を甲に連絡し、甲にたいして所有権放棄書を提出するものとする。

第4条 契約期間が満了後、乙は1週間以内に動物を引き取らなければならないものとする。ただし、乙がやむを得ない理由により1週間以内に引き取りができない旨の申し出があったときは、甲、乙協議の上、その期間を延長することができるものとする。

第5条 契約期間が満了後、乙が前条の手続をとることなく30日が経過したときは、乙が動物の所有権を放棄したものとみなし、甲は、当該動物を新たな所有者等に譲渡できるものとする。この場合、乙は、甲が行った行為に対して異議を申し出ないものとする。

第6条 保護に関する経費は、甲の負担とするが、保護動物が犬の場合は、狂犬病予防法に基づく登録申請料及び狂犬病予防注射に関する手数料は、乙の負担とする。

第7条 甲は、自ら動物の保護を行うものとするが、保護施設の状況等により、自ら保護が困難な場合は、善意で保護を申し出た者（以下、「一時預かりボランティア」という。）に動物の保護依頼を行うことができるものとする。

第8条 甲及び一時預かりボランティアは、契約期間中、保護委託を受けた動物に関しては適正な保護を行うものとするが、やむを得ない事情により、当該動物が死亡、逃亡又は負傷したとしてもその責は負わないものとし、乙は、損害賠償等を求めないものとする。

第9条 契約締結後の動物の保護施設への搬入及び契約満了後の動物の引き取りについては、甲、乙の協議により決定するものとする。

2 一時預かりボランティアへの動物の搬入、契約満了後の動物の引き取り等に係わる細目については、甲、乙の協議により決定するものとする。

第10条 甲は個体識別のために乙の同意を得た上で、マイクロチップの注入をするものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名捺印のうえ、各自1通を所持する。

年 月 日

甲 現地被災動物救護対策本部長 _____ 印

乙 住所 _____

氏名 _____ 印

電話 _____

避難場所 _____

第13号様式（第14条関係）

年 月 日

現地被災動物救護対策本部長 殿

(ふりがな)

申請者 氏 名

印

住 所

電話番号

所有権放棄届

下記のとおり、大分県被災動物救護対策実施要領第14条第2項の規定に基づき、無条件・無償にて被災動物の所有権を現地被災動物救護対策本部に譲渡します。

なお、今後の当該動物の取扱いについては、一切、異議申し立てをしないことを申し添えます。

記

1 保護被災動物収容受付番号：

2 動物の種類 犬 ・ 猫 ・ その他（ ）

3 動物の特徴

種類	品種	年齢	体型	毛色	性別	名称	不妊手術	首輪
	雑種・ ()						済 未	

4 犬の登録及び狂犬病予防接種（犬のみ）

鑑札番号： 有・無 番号

注射済票番号： 有・無 番号

5 マイクロチップ： 有・無 番号

6 その他特徴

注意事項

- 1 自署又は記名押印とすること。
- 2 本人の住所等を確認できる種類（自動車運転免許証、住民票又は健康保険証等公的機関により本人が確認できる書類）を提示してください。

管理番号：

収容被災動物管理票

保護収容受付番号			
収容日	年 月 日	引取り予定日	年 月 日

区分	<input type="checkbox"/> 一時預かり <input type="checkbox"/> 飼い主不明 <input type="checkbox"/> 所有権放棄		
収容区分	<input type="checkbox"/> 飼育者搬入 <input type="checkbox"/> 保護者搬入 <input type="checkbox"/> 行政・対策本部保護搬入		
保護場所			
<input type="checkbox"/> 飼い主	氏名		
<input type="checkbox"/> 搬入者	住所		
	電話番号	携帯電話	
緊急連絡先	氏名		
	住所		
	電話番号		

動物種	犬・猫・他（ ）	品種	
呼び名		毛色	
性別	雄・雌（不妊手術 未・済）	特徴	
年齢		特記事項	
首輪	有・無 色：	マイクロチップ [®]	有・無 番号：
鑑札	有・無 番号：	注射済票	有・無 番号：
負傷の有無			
治療の有無 (内容)			

飼い主の判明

氏名	
住所	
電話番号	

経過	<input type="checkbox"/> 返還（ 年 月 日）
	<input type="checkbox"/> 一時預かり（受付日： 年 月 日）→（返還日： 年 月 日）
	<input type="checkbox"/> 所有権放棄（受付日： 年 月 日）
	<input type="checkbox"/> 譲渡（ 年 月 日）
	<input type="checkbox"/> その他（死亡： 年 月 日）（ ）

裏面に写真添付

(裏面)

【写真】



【備考】



被災動物移動記録簿

No.

登録番号				入所日	年 月 日
動物種	<input type="checkbox"/> 犬 <input type="checkbox"/> 猫 <input type="checkbox"/> 他（ ）			品種	
呼び名		年齢		性別	雄・雌（不妊手術 未・済）
出所日時	年 月 日 午前・午後 :				
獣医師名	印				
受入れ動物病院名				電話	
移動理由	<input type="checkbox"/> 不妊手術 <input type="checkbox"/> 去勢手術			手術	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 治療（主な病名または主症状を記録）			実施日	
帰所日時	年 月 日 午前・午後 :				

入院治療報告

入院期間	年 月 日から 年 月 日まで
診断名	
検査内容	
治療内容	<input type="checkbox"/> 内科治療 <input type="checkbox"/> 軽度の外科治療 <input type="checkbox"/> 手術 <input type="checkbox"/> 他

治癒・経過良好・要抜糸・要加療・要観察

死亡 年 月 日

原因

病名

診療記録簿

年 月 日

記録獣医師名

所属（支部名など）

連絡先電話

	症状	治療	申し送り
No.			
呼び名			
犬・猫・他（ ）			
雄・雌（不妊手術 未・済）			
No.			
呼び名			
犬・猫・他（ ）			
雄・雌（不妊手術 未・済）			
No.			
呼び名			
犬・猫・他（ ）			
雄・雌（不妊手術 未・済）			
No.			
呼び名			
犬・猫・他（ ）			
雄・雌（不妊手術 未・済）			
No.			
呼び名			
犬・猫・他（ ）			
雄・雌（不妊手術 未・済）			

第17号様式（第15条関係）

誓約書（返還）

平成 年 月 日

現地被災動物救護対策本部長 殿

住 所

氏 名 印

電話番号

私は、下記動物を（私所有の動物と確認しましたので）動物救護センターから引取り、再び私の家族の一員として迎え、担当獣医師の不妊手術や治療等に関する指示に従い、終生飼養することを約束いたします。

記

保護被災動物収容受付番号			
動物種	<input type="checkbox"/> 犬 <input type="checkbox"/> 猫 <input type="checkbox"/> 他（ ）	品種	
呼び名		毛色	
性別	雄・雌（不妊手術 未・済）	特徴	
年齢		特記事項	
首輪	有・無 色:	マイクロチップ [®]	有・無 番号:
鑑札	有・無 番号:	注射済票	有・無 番号:

誓約書（譲渡）

平成 年 月 日

現地被災動物救護対策本部長 殿

住所

氏名

印

電話

私は、下記の動物を現地被災動物救護対策本部より譲り受け、家族の一員として迎え、終生飼育すること、また、以下の事項を守り、他人に迷惑をかけないで飼育することを約束します。

狂犬病予防法を遵守し、犬の場合は生涯一度の登録と狂犬病予防注射の義務を果たし、鑑札及び注射済票を犬に必ず装着させます。

動物の習性を理解し、動物の健康保持に努め、疾病等に罹った場合には、私の責任において処置します。

譲渡を受けた動物の元の飼い主が判明し、返還などを求められた場合は飼い主に返還します。

記

保護被災動物収容受付番号			
動物種	<input type="checkbox"/> 犬 <input type="checkbox"/> 猫 <input type="checkbox"/> 他（ ）	品種	
呼び名		毛色	
性別	雄・雌（不妊手術 未・済）	特徴	
年齢		特記事項	
首輪	有・無 色:	マイクロチップ	有・無 番号:
鑑札	有・無 番号:	注射済票	有・無 番号:

動物救護活動報告書（日報）

担当者氏 名
連絡先
天 候

1 業務従事者

所属	割当数	欠席数	補充要望数	場所 [*]	理由
県・市町村職員					
団体職員					
獣医師					
ボランティア					
その他					
合計					

*） 1 現地被災動物救護対策本部 2 動物救護施設 3 その他 のいずれか該当する番号を記入する。

2 来訪者

所属	人数	備考
県・市町村		
動物愛護団体		
報道		
その他		
合計		

2 収容動物

種類	動物種	前日数	受入		払出				現在数	備考
			捕獲	引取	返還	譲渡	死亡	逃亡		
一時預かり	犬									
	猫									
	その他									
飼い主不明	犬									
	猫									
	その他									
飼育放棄	犬									
	猫									
	その他									
その他	犬									
	猫									
	その他									
合計										

3 救援物資等

品名	使用数量	在庫量	備考

4 相談件数

行方不明	引取り依頼	捕獲依頼	放し飼い取締	捨て犬、猫等	咬傷事故	死体収容	その他（ ）

5 治療等頭数

施設名							
犬							
猫							
その他							
合計							
備考							

6 その他伝達事項

【活動内容】

--

【問題点】

--

【明日の予定】

--

【引き継ぎ事項】

--

マスコミ取材簿

媒体種類	テレビ・ラジオ・新聞・雑誌・Web・その他（ ）				
媒体社名		担当部署		責任者名	
製作会社名		担当部署		責任者名	
タイトルと企画内容（なるべく詳しく）					
放送または掲出予定					
年	月	日	朝刊・夕刊	月号	段 ページ
時	分	からの	0.A	時	分より 分間
分番組					
取材・撮影日程（予定）					
月／日	曜日	時間	内容	場所	人数
/		時～			
/		時～			
/		時～			
/		時～			
/		時～			
■企画書・進行台本の提示					
■取材撮影に際しては、プライバシーを尊重し、人と動物の安全を第一に本部・センタースタッフの指示に従う。					
■事前に提出した企画書（予定表）以外に新たに追加される企画、番組内容はその都度、本部・センターの了承を得る。					
■個人に対する取材やインタビューは必ずセンターを通じて申し込み、直接交渉はしない。					

上記の件、了解いたしました。 _____ 印

